明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○技術士法施行規則の一部を改正する省令（**文部科学**四三）　一

〔告　示〕
○与那国空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件（**国土交通**一二一六）　三

〔公　告〕
諸事項
官庁
公示送達関係　三
裁判所
破産、免責、再生関係　七
特殊法人等
日本弁護士連合会裁決関係　三六
地方公共団体
行旅死亡人関係　四〇
会社その他
会社決算公告

省令

○**文部科学省令第四十三号**

技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）第三十二条第一項の規定に基づき、技術士法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年九月八日

文部科学大臣　萩生田光一

技術士法施行規則の一部を改正する省令

技術士法施行規則（昭和五十九年総理府令第五号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項に次の一号を加える。

六　申請者が技術士登録簿への記載を希望するときは、その資質向上の取組状況